

昭和五十三年運輸省令第二十五号

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置  
法施行規則

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法  
(昭和五十三年法律第四十二号)を実施するため、  
新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法  
施行規則を次のように定める。

(公告)

第一条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措  
置法(昭和五十三年法律第四十二号)以下  
「法」という。第三条第二項の規定による公告  
は、官報又は新聞紙に掲載することにより行う  
ものとする。

(証明書)

第二条 法第六条第二項の証明書の様式は、別記  
様式のとおりとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年七月二〇日運輸省令第  
二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十二年一月二十九日運輸省  
令第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。

附則 (平成一六年三月二二日国土交通  
省令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。た  
だし、次条から附則第十一条までの規定は、平  
成十六年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日国土交通省  
令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行  
する。

別記様式(第二条関係)

(表)

運輸省令第二十五号  
成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則の別記様式

国土交通大臣 官

年 月 日 発 行  
年 月 日 施 行

九六シテメート七

(表)

運輸省令第二十五号  
成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則の別記様式

国土交通大臣 官

年 月 日 発 行  
年 月 日 施 行

九六シテメート七